

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予算特別委員会会議録 (4) (令和2年3定)</b>			
日 時	令和2年 9月14日 (月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時41分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高野委員長、面野副委員長、松田・酒井・高橋（克幸）・松岩・ 高木・中村（吉宏）・佐々木各委員		
説 明 員	市長、副市長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設 各部長ほか関係理事者 (教育長、水道局長、産業港湾・港湾担当・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、医療業務担当部長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が松田委員に、秋元委員が高橋克幸委員に、須貝委員が松岩委員に、林下委員が佐々木委員に、川畑委員が酒井委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

立憲・市民連合。

---

○佐々木委員

◎過疎対策事業債について

私からは、過疎対策事業債について伺います。

現行の過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が2020年度末で期限が切れるということです。地方からの強い要請もあり2021年度以降も何らかの形で制度は残る見通しとのことですが、一方で北海道新聞の9月1日付でしたか。人口10万人以上の中規模都市を過疎債の対象から外す案が浮上しているということです。本当だとすると、本市のただでさえ厳しい財政運営への影響は計り知れない。松田委員も本会議の代表質問で取り上げられておりました。

そこで、私からも過疎債、正式には、過疎対策事業債について基本的なこと、本市での活用状況、過疎債対象から外れた場合の影響、それから、そうならないための対策や今後について伺っておきたいと思います。

最初に、過疎債についての基本的なことを伺いたいと思います。

まずは、過疎債とはどういうものなのか、そして、その果たす役割について御説明をお願いします。

○（財政）財政課長

過疎対策事業債ですが、過疎地域の市町村は過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として地方債を発行することができるというものがございまして、これが過疎債となります。

なお、果たすべき役割といたしましては、この起債は、産業振興施設、交通通信施設、厚生施設、教育文化施設の建設などに適応可能であるなど、過疎地域の自立促進のために活用される必要な地方債であります。

○佐々木委員

役割は分かりました。

続いて、過疎債の仕組みを御説明いただきたいのです。例えば、1,000万円の事業をやるという場合、国から4分の1、道から4分の1出ると。過疎債を使った場合と使わない場合の違いを、この例で説明を願えますか。

○（財政）財政課長

過疎債の仕組みにつきましては、事業費に対する充当率は100%、そして元利償還金の70%が後年度の交付税で措置されるものになります。このためお尋ねのありました1,000万円の事業で財源として国と道の補助金が各4分の1ずつ交付されますので、残りに過疎債を使った場合で市の負担を考えますと国と道の補助金がトータルで500万円になりますのでそれを差し引いた500万円に過疎債を充当する形にすれば、事業年度の一般財源としてはゼロになります。

そして、後年度に償還する元利償還金が500万円ございますので、その70%、350万円が普通交付税の基準財政需要額に算入される形になりますので、市の実負担としては150万円で済む形となります。

○佐々木委員

過疎債が使えない場合はどうなるのでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債を使わない場合につきましては、実際、国と道からそれぞれ4分の1ずつになりますので、500万円の事業に対して有利な起債とかをいろいろ考えていく形になります。仮の話なのですけれども、過疎債が使えるということは適債性があるという形になりますので、適債性があるということであれば、一番簡単な部分、どのような起債でも使えるということで行けば、例えば一般単独債は、充当率が75%で、そして元利償還金に対する交付税措置はないという形になります。ですから、それでいったとしたら実質的に当該年度の部分の一般財源としては125万円、そして、後年度の部分で交付税措置がない形になりますから、後年度において大体375万円負担が増える形になります。ですから、トータルの負担額は大体500万円の市の実負担という形になります。

○佐々木委員

主な過疎地域該当要件というのがあると思います。本市が過疎地域に公示された際、該当した要件というのはどうなっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

過疎地域市町村に該当する要件につきましては、現行過疎法に定めます人口要件、こちらについては、長期要件と中期要件のどちらかを適用する形になるということと、財政力要件を満たす必要がございます。本市は、平成22年に現行法が改正された際、基準となる人口が17年国勢調査の結果を反映されたタイミングで過疎地域の要件を満たしたこととなります。

その際の人口要件につきましては、中期要件であります昭和55年から平成17年の25年間の人口減少率が17%以上という基準のところ、小樽市は、21.3%であったこと。財政力要件といたしましては、18年～20年の3か年の財政力実数が0.56以下という基準であるところ、小樽市は0.48であったこと、これらの基準を満たしまして22年4月1日に過疎地域市町村となりました。

○佐々木委員

小樽市が過疎のまちなのかどうなのかというので、たしかこの過疎債を使うかどうかのときに、小樽市は過疎だということを認めてしまうのかみたいな話もされたと思いますけれども、実際、先ほどの数字を見せていただくと、例えば1,000万円で過疎債を使わなければ500万円、それから使った場合は150万円という差ができるということは、それが1億円、10億円の規模になるとそれだけ大きな差になってくるということは非常に大きいことだと実際に分かりました。

二つ目、本市での適用状況についてお聞きしたいのですが、本市の小樽市過疎地域自立促進市町村計画とはどういうものなのでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

現行過疎法の第6条に基づきます過疎地域自立促進市町村計画として位置づけられておりまして、過疎債の充当ですとか、法に基づく特別措置の効率的かつ効果的な活用を図るために策定した計画であります。

○佐々木委員

平成22年度～令和元年度まで過疎債を使った本市の代表的な事業というのはどういうものになりますか。

○（財政）財政課長

平成22年度以降、過疎債を使った主な事業といたしましては、ハード事業につきましては、新・学校給食共同調理場建設事業、夜間急病センター建設事業、新市立小樽病院建設事業、校舎等耐震補強等事業などがあり、ソフト事業では、ふれあいパス事業や既存街路防犯灯LED化推進事業などがございます。

○佐々木委員

本日に代表的な本市の事業に使われているということです。昨年度の一般会計決算で使われた主な事業と、その総事業費、これをもし過疎債を使わなかった場合、市の負担というのはどれほど増えていることになるのでしょうか。

○（財政）財政課長

昨年度、令和元年度の過疎債を活用した主な事業につきましては、幸小学校の校舎等耐震補強等事業、ふれあいバス事業、第3号ふ頭岸壁改良事業などがございます。

なお、過疎債を活用した事業の総事業費につきましては、約19億円となっております。この総事業費19億円に対して、過疎債は約14億7,400万円を充当しております。国、道、その他の財源も充当いたしますと、当該年度の一般財源は約4,000万円、そして、今年度の交付税措置される分を除いた負担額は、約4億4,200万円となりますので、実負担額は合計で約4億8,200万円となっております。

一方で、過疎債を使わなかった場合につきましては、ハード事業については充当率75%で、今年度の交付税措置のない一般単独債としてまず計算させていただきます。そのほかにソフト事業につきましては、これは全部、過疎ソフトというのを使っていたのですけれども、これも全て一般財源として計算したものと比較で御説明させていただきます。

この場合につきましては、当該年度の一般財源は約5億6,500万円、後年度の負担額は約9億4,800万円であり、実負担額は約15億1,300万円となりますので、過疎債を活用した場合と比較して市の実負担額は約10億3,100万円増加する試算となります。

○佐々木委員

本日に大変な額がこれを使うおかげで何とかなっているということがよく分かりました。

それで、新聞報道にあった10万人以上の市を対象から外す動きというのを注視しているということですが、この問題が話し合われたという総務省の過疎問題懇談会の動き、情報などは把握されているでしょうか。特に、この件の内容についてありましたでしょうか。

○（総務）企画政策室内山主幹

過疎問題懇談会につきましては、平成29年法改正以降に19回開催されております。報道の後で、過去に開催された過疎問題懇談会におきまして、有識者から人口規模に上限を加えてはどうかといった意見が出されたことについては承知しておりまして、これまでも情報収集に努めていたところでございます。

なお、本年4月17日に、新たな過疎対策に向けて、過疎地域の持続的な発展の実現という提言が過疎問題懇談会においてまとめられておりまして、その提言においては、過疎地域の要件は、現行過疎法と同様に人口要件と財政力要件を求めることが適当とされておりまして、その人口要件においては、人口規模の上限を加えるといった内容は含まれておりません。

○佐々木委員

人口の要件が含まれていないということなので、ひとまず安心しますが、先ほども不適用の場合に異常な額の差があると予算特別委員会の1日目の中村誠吾委員への答弁にありました。使えなかった場合は別の有利なメニューを使ってやりますというような話も公共施設再編計画のところでお話があったと思うのですが、その場合、過疎債と比較した市の負担というのはどうなるのでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債以外の有利なメニューといたしましては、事業内容によっても変わってきますが、例えば、公共事業等債、公共施設等適正管理推進事業債、地域活性化事業債などいろいろな起債のメニューがございますが、今挙げた三つの起債については、過疎債のときは100%でしたが、こちらはいずれも充当率は90%。そして、交付税措置率につき

ましては20%～50%という形になります。よって、過疎債を活用した場合と比較して、市の負担は総じて増える形となります。

**○佐々木委員**

交付税措置20%～50%と70%では、えらい差になるということです。

中村誠吾委員への答弁では、もし外れたとしても公共施設再編計画には大きな変更は生じないという御答弁がありましたけれども、そういうことなのでしょう。

**○(財政) 財政課長**

現在、策定途中の長寿命化計画につきましては、国から今年度中の策定を要請されておりますので、年度末までの策定を目指して現在、作業が進められている状況でございます。

一方で、現在、過疎債が活用できる施設の改修において、過疎債のように有利な市債が適用されない場合については、充当率や後年度の交付税措置率が過疎債で借り入れた場合と比べて一般財源の必要額は、先ほどから説明しているとおり大きくなるような可能性がございます。その額は、かなりの多額になるということであれば、計画で建設予定と見込んでいた年度付近のそのときの財政状況にも当然、左右されますが、実施時期の変更とか、事業費自体の変動なども可能性としてはございますし、当該事業を計画どおりに実施するという形になると、財源がないということであれば、他の事業を縮小または延期するといったことが可能性としては考えられます。

**○佐々木委員**

やはり、影響が全くないということはないということだと思います。新制度ができたときに小樽市がまた適用になると、そして同じような状況で適用になってくれればと願わずにはられません。

心配するのは、もし不適用にならなかったとしても、適用自治体はこれだけ過疎が進行している日本全土、どんどん拡大していると思います。さらに適用対象事業の拡大の要望が強く、そのとおりもし、この事業もしてくれ、あの事業もしてくれという要望どおりにもしなるのだとしたら、国の限られた予算の中で結果として市からの起債要望額に対する国の同意額、これだけ出してあげますよという額は低くなっていく心配もあるのですが、その辺はいかがでしょうか。

**○(財政) 財政課長**

地方債計画における国の過疎債の予算額についても、5年ほど前でしたら4,200億円ぐらいだったものが、現在4,700億円と、若干なりとも増加で推移しております。ただ、過疎適用自治体がどんどん増えていくことになれば、それぞれの財政需要にもよりますが、各団体からの要望の総額自体が増えることによりまして、要望額どおりに措置されない場合も当然想定されます。そのような場合につきましては、北海道市長会においても国に対する要望文の中で、市町村の財政運営に大きな影響を及ぼす過疎対策事業債について、その総額を確保することとしております。本市といたしましても、北海道市長会を通じて、過疎債の総額確保を国に対して要望してまいりたいと考えております。

**○佐々木委員**

本当に小樽市が適用除外にならないように、それから、今言ったような額が低くなっていくというようなことにならないために、本会議のときの御答弁では、国会議員を通して強力に働きかけ等をしていきますし、今もお聞きすると働きかけをしていただいているようですけども、それ以外に何か対策というか、方策を考えておられますか。

**○(総務) 企画政策室内山主幹**

本市が加入しております全国市長会過疎関係都市連絡協議会では、8月24日に新たな過疎対策法の制定に関する提言というものを決定したところでございまして、先週、管内選出の国会議員宛に当該提言書を提供させていただいたところでございます。

また、過疎地域に指定された平成22年度から加入しております全国過疎地域自立促進連盟北海道支部では、北海

道市長会や北海道市議会議長会を含む道内地方6団体と合同で、国や国会議員に対して要請活動を行っている状況でございます。

今後、法改正に関する動きが活発化するものと考えておりますけれども、道内でも人口規模の大きい函館市や釧路市を含めた道内の過疎関係市町村ですとか、関係団体と協力しながら、本市が継続して過疎地域の指定対象となるような機会を通じて要請していきたいと考えております。

#### ○佐々木委員

よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、来年度から予想される新制度があります。その新制度に対応した市の過疎地域自立促進市町村計画に代わるものの策定準備というのは進めているのでしょうか。現行から新制度移行が途切れずに受けられるようにと心配になるものですからお聞きします。

#### ○（総務）企画政策室内山主幹

法整備に関しましては、昨日の北海道新聞の報道によりますと、議員立法として来年の通常国会に法案を提出するといった情報もあるところでございますけれども、本市が継続して過疎地域に指定されることを想定しまして、過去の事務作業を参考に時期を逸することなくこれから準備を進めてまいりたいと考えております。

---

#### ○面野委員

##### ◎オープンデータについて

それでは、オープンデータについて質問させていただきます。

やはり今般新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、皆様の日常生活から企業活動まで、これまでの価値観が大きく変容を遂げてきました。

また、行政運営についてもその点は例外ではなくメールでの書類申請等も含めて、いろいろと小樽市でも非対面型の窓口機能などで対応しているところだと認識しております。それで、やはり今後ICTを活用した効果的かつ効率的なものがますます求められてくるものではないかという観点において、オープンデータについて質問させていただきます。

2016年の第2回定例会において、我が会派の高橋龍議員からの議会議論もありました。そのときの答弁も少し交えながら質問をさせていただきますけれども、ざっくりとオープンデータ化を進めてほしいという趣旨の質問に対しまして、当時いただいた答弁の内容は、現在市のホームページに公開しているオープンデータは、人口統計関連の情報に限られて、データの種類がまだ多くはないことが課題であると。それから、今後の取組については庶務担当課長会議等を通じてオープンデータの意義、目的について庁内への周知を図り、公開するデータのラインナップの充実に向け、庁内で検討を進めてまいりたいという答弁をいただいております。それから4年たった現在ですけれども、本市におけるオープンデータ化は、ホームページにも乗せられているとおり、人口について、避難所、ごみに関することのみになっております。

まず、このオープンデータについて先進都市と比べるとあまり進められていないという印象を受けたのですが、現在の本市のオープンデータに関する取組の姿勢についてどのようにお考えか御答弁をお願いいたします。

#### ○（総務）情報システム課長

オープンデータに対する姿勢でございますが、国から平成27年に地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインというものが生まれて、また、先般7月に世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画というものも生まれて、そこにもオープンデータに関して活用していくようにということが示されておまして、市としてもそれに従っていくということで、方向性としては変わってはおられません。

ただ一方で、委員のおっしゃるように最初に人口統計関連のデータをオープン化してから、ごみに関して、それ

から避難所に関してと順次公開はしておりますけれども、1年に1種類増えるか増えないかというような形でしか進んでいないものですからなかなか増やすことができていないというのが現状でございます。

増えていっていない理由なのですが、マイナンバーを使った情報連携を本格的にスタートするに当たって、その前に日本年金機構で情報漏えい事件というのがございまして、それを踏まえて国からより一層の情報セキュリティに対しての対策をなさいということで、いわゆる3層の対策と言われるものを強く求められたものですから、それに対しての対応等と、あと、平成から令和に変わる改元の対応が急に入るなど、そのような優先すべき業務があったものですから、オープンデータに関する理解を広める機会をなかなか設けることができなかったということで、それが広まっていない原因の一因なのかと思っております。

#### ○面野委員

この間いろいろと国のシステム関係、それから業務が重なりなかなかオープンデータに手をつけられなかったというような趣旨だったと思うのですが、例えば、オープンデータを進めるとなると、今の業務の職員数とか担当というかマンパワーのお話だったと思うのですが、費用というのは何か取組を進めようとしたときに、結構多額にかかるという認識でいらっしゃいますか。

#### ○（総務）情報システム課長

小樽市が、今公開しているオープンデータというのは、CSVと言われる方式なものでして、それに関して費用はかからなくて、職員のレベルで十分やっていけるものであるというふうに思っております。

#### ○面野委員

それでは、この数年、行政がオープンデータ化を進める事例は、私も各自治体のホームページを見させていただくと結構見るようになってきました。例えば、オープンデータ活用のアプリで「Zaim」というものがあるのですが、こちらでは給付金の情報が分かる。それから市民にとってもこういう情報がすぐ分かるというのは有益であると考えます。今回、本会議でも議論されていた行政のICT化ということでRPAというこちらを利用していくということで、今、課長からもお話がありました、行政データをCSVに書き出すことも非常に簡単になるとも聞いております。

そこで、先日の委員会で、除雪におけるGISシステムについて私は触れさせていただいたのですが、地形データもオープンデータとして公開したほうがいろいろと利便性ですとか、企業の有効活用か何かにも使えるのではないかと考えるのですが、この地形図データのオープン化を行うに当たり、市としてのメリットはどのようなものがあるかと考えておられますか。

#### ○（建設）都市計画課長

市としてのメリットでございますけれども、地形データで申しますとオープンデータ化により、その需要にもありますが、窓口業務の効率化とか、あとポストコロナを見据えた中では、非対面ということで感染拡大にも有用であると考えております。

#### ○面野委員

それから、オープンデータのメリットとして、民間企業が二次利用できることというのは、以前、高橋龍議員も議論されていたのですが、民間側の地形図データの活用方法としては、どういったものがあると考えられているのか市の御見解を伺いたいと思います。

#### ○（建設）都市計画課長

民間側の地形データの活用方法といたしましては、例えば民間のインフラ事業者などが施設の管理図を作成する際などに背景図、要は現況図として活用が想定されると考えております。

#### ○面野委員

それから、2016年の議会議論において有識者を招いての会議ということについて触れられておりました。そこで

庁内で検討をいただくということになっておりましたけれども、改めて、今後の進め方ですとかについてお伺いしますが、北海道の職員の方でオープンデータにかなり精通して、その活用についても各自治体に講習に出向いておられる方がいると聞いております。その方の講習会というのは、費用も必要としないということですが、そういったオープンデータについての職員向けの講習会を行うことは現在考えられていますでしょうか。

**○（総務）情報システム課長**

オープンデータに関しては、最初の質問でも少しお答えいたしましたけれども、まず、オープンデータに関する知識等を庁内に広めてから今後の展開、講習等も含めて考えていきたいと思っております。

**○面野委員**

まずは、庁内から広めていただいて、少しずつでも進めていただきたいと思います。

それで、今朝、総務部長から議員各位ということで、直近で、自治体デジタルシフトフォーラムの視聴ということで御案内をいただきました。ただ、この日は公共施設の再編に関する調査特別委員会が開催されているので、なかなか全部、中身は私もすごい興味があるので、ぜひ拝見させていただければと思っていたところなのですが、やはり、このタイムスケジュールの中にも自治体でいうと多摩市ですとか、つくば市などがこのフォーラムに参加されて担当職員、それから、つくば市は市長が講演をされるということなのですからけれども、やはりこういった先進自治体がある中で、先ほど課長もおっしゃっていましたが、費用はそんなにかからない、セキュリティー云々ということになればまた話はあれなのでしょうけれども、そういった費用をかけないでできて、しかも市民の利便性の向上、それから企業誘致にも使えるのではないかという議論もなされていたかと思うのです。やはりそういった観点を踏まえて、また現在コロナ禍ということでいろいろと世間も少しずつ変わってきている中で、今後、業務が多分いろいろとオープンデータ化以外にもたくさんあると思いますので、なかなか人がさけないという部分はあるかもしれませんが、少しずつでも進捗をしていただければと思いますようにお願いをして、私からの質問は終わります。

**○委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

**○委員長**

共産党に移します。

---

**○酒井委員**

**◎議案第2号令和2年度小樽市一般会計補正予算について**

議案第2号令和2年度小樽市一般会計補正予算に関連して伺います。

まず、生活保護システム改修事業費についてであります。

今回、生活保護法改正により創設されました、日常生活支援住居施設への委託、住民基本台帳ネットワークシステムに対応するため現行システム改修として予算が計上されております。これにつきましては、貧困ビジネス対策、単独での居住が困難な方への日常生活支援として本年4月から施行されたものでありますけれども、こういった規制や、また、新たな仕組みが創設されたのが説明していただけますか。

**○（福祉）生活支援第1課長**

いわゆる貧困ビジネスへの規制強化の内容としまして、主に3点ございます。1点目としましては、無料低額宿泊所にかかる届出制の導入、2点目としては、設備運営に関する基準について法定の最低基準を創設、3点目としましては、最低基準を満たさない事業所に対する改善命令が可能となったものであります。

また、日常生活支援の仕組みにつきましては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援

を福祉事務所が日常生活支援住居施設に委託できる仕組みができたものでございます。

○酒井委員

そういうことなのですね。

それでは、本市にはこのような無料低額宿泊所は存在しているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

これにつきましては、北海道に確認しましたところ、現時点では該当施設はございません。

○酒井委員

それでは、同様に、無料低額宿泊所の中に位置づけることができる今回の日常生活支援住居施設について、運営したいというような事業所はいらっしゃるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

これにつきましても北海道に確認しましたところ、現時点では、小樽市内では該当事業者はございません。

○酒井委員

御答弁があったとおり、現時点ではどちらもないということでありますけれども、今後において手を挙げる事業者が出る可能性はないわけではないと思います。

今回、出されております無料低額宿泊所、ここについての規制を強化していくことについては、当然のことです。その一方で、この無料低額宿泊所が一定の要件を示せばという条件でありますけれども、日常生活支援住居施設ということで、生活保護受給者の新たな恒久的な保護施設になってしまう、こういった懸念もあるわけであります。

それでは、その中身について聞きたいと思うのですが、まず、現在の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に示されています床面積要件について、どのようになっているのか伺います。

○（福祉）生活支援第1課長

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準では、居室の床面積は7.43平方メートル以上と規定されております。

○酒井委員

7.43平方メートルということであります。その一方で、この問題に限らず、居室面積が狭隘の施設につきましては、住宅扶助費減額措置をするというようなものがあると聞いているのですけれども、この場合の床面積というのはどういうふうになっているのか、御説明願えますでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

無料低額宿泊所の床面積15平方メートルを基準に、それを下回った場合に住宅扶助費の減額割合が適応されます。

○酒井委員

すごくあれなのですね、そういった意味でいっても狭いですね。

住生活基本法に基づいて国土交通省が策定いたしました住生活基本計画に明示されています単身者の最低居住面積水準、ここで示されているのは25平方メートルだとされているわけであります。7.43平方メートルというのは、なかなかぴんとこないのですけれども、4畳半なのです。4畳半で生活していく。住生活基本計画と比べてもすごく狭いのです。劣悪な住環境の固定化にもつながりかねない、このことを指摘させていただきたいと思います。

それでは、新たな生活支援住居施設というのは、単独で居住が困難な受給者を対象としております。具体的にどういった方が対象となるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

これにつきましては、対象となるのは介助や介護を必要とする程度ではありませんけれども、家事援助ですとか、それから、服薬等の健康管理など、日常生活または社会生活を送る上で何らかの課題を有していて単独では居宅での生活が困難な状態にある方が対象となります。

○酒井委員

御説明されたとおりなのです。介助や介護の必要は少ないけれども単独での居住が困難である、こういった方と  
なっていくわけでありますが、ここで伺うのが、入所対象者の具体的な要件はどうで、こうした判定というのはど  
こが行うのかお答えください。

○（福祉）生活支援第1課長

入所対象者の具体的な要件につきましては、生活能力等に課題があるために居宅では日常生活を営むことが困難  
で、心身の状況などから社会福祉施設の入所対象にはならないと福祉事務所が判断した方が対象となります。

○酒井委員

福祉事務所が判断するということでもあります。

ここで、生活保護法第30条、ここでは居宅保護の原則を定めております。その条文を示していただけますでしょ  
うか。

○（福祉）生活支援第1課長

生活保護法第30条第1項におきまして、生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これに  
よっては保護の目的を達成しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常  
生活支援住居施設に入所させることができると規定されております。

○酒井委員

そのように生活保護法で定められております。居宅保護の原則、それから、ただしということでもあります。

問題となるのが、この居宅保護の原則に反して意に沿わない、本人が望まないのに生活支援居住施設に入所が迫  
られるというようなことは決して起きてはならないと思うのです。こうしたことに対する歯止めというものはある  
のかどうか、お示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

先ほどの生活保護法第30条第2項におきまして、被保護者の意に反して入所又は養護を強制することができるも  
のと解釈してはならないと規定されておりますので、この部分で歯止めになっているものと考えております。

○酒井委員

いずれにしても、そうしたことについては福祉事務所が判断しなければならなくて、やはり大きな負担になると  
思います。

それでは、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の権限は一体どこにあるのか、お示し願えますでしょ  
うか。

○（福祉）生活支援第1課長

監督官庁は北海道となります。

○酒井委員

そうですね。北海道なのですね。北海道が条例を定めてやっていくという形になっています。

では、その中身はどうなのかということなのですから、北海道の条例の中では、入浴についてどのように定  
められているのか、お示してください。

○（福祉）生活支援第1課長

入浴に関する部分でございますが、無料低額宿泊所におきましては、入居者に対し1日1回の頻度で入浴の機会  
を提供しなければならないこととなっております。ただし、やむを得ない事情があるときには、当該入居者に事情  
を説明した上で1週間に3回以上の頻度とすることができるとなっております。

○酒井委員

そうです。ただし書が問題だと思うのです。

同様に、日常生活に係る金銭管理はどのようになっているのか、お示してください。

**○（福祉）生活支援第1課長**

入居者の金銭管理につきましては、本人が行うことが原則となっております。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対しては、日常生活に係る金銭を管理することを妨げないと規定されています。

**○酒井委員**

今、紹介したのは、一部分なのです。入浴については、1日1回、毎日だというのが原則だとしながらも、ただし書の部分で言えば週3回でも済ませることができてしまうわけなのです。

それから、金銭の管理については、本人が同意するという形でありますけれども、これでも日常生活に係る金銭を管理することを妨げないとしているわけでありまして。いわゆる貧困ビジネスは、大変、問題になりました。こうした問題になりかねない、私は大きな問題だと思います。今回の日常生活支援住居施設が、生活保護の恒久的な受皿に変更することで、質の悪い宿泊所での生活を強いる可能性があることは問題であると指摘をして質問を移します。

**◎社会保障・税番号制度システム改修事業費について**

次に、社会保障・税番号制度システム改修事業費についてであります。

日本共産党は、政府のマイナンバー制度の導入の目的が税収確保と社会保障給付の抑制であることそのものであり、マイナンバーカードの普及そのものに反対をしております。

今回、生活保護の決定を行う際に必要な調査においてマイナンバー情報連携ネットワーク、これを活用するためのシステム改修ということでありまして、私が記憶する中では、こうしたマイナンバー情報連携ネットワークを活用するための改修は既になされていたと理解していたのですが、いかがでしょうか。

**○（総務）情報システム課長**

委員がおっしゃるように情報連携ができるように平成27年度に改修しているというところはございます。ただ、その際の改修というのが、情報連携というのは情報照会と情報提供という二つの側がございまして、当時の改修は、生活保護のシステムから情報提供ができるように改修をしているのみでございます。

**○酒井委員**

平成27年度に改修がされたということでありまして。そうしたら、なぜ今回、改修となったのか示していただけませんでしょうか。

**○（福祉）生活支援第2課長**

先ほど情報システム課長からも説明があったとおり、マイナンバー情報連携ネットワークについては、情報の提供について行っているのですが、それが中間サーバーに接続している端末のみで今、行うことができているので、生活保護の照会については、全ての生活支援課の職員からは見ることはできないようになっております。その部分を改修する今回の予算措置を今回お願いしているところであります。

**○酒井委員**

そもそも今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して改修をなされるわけでありまして。なぜ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用なのかということでありまして。この交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のために使われるということが出されておまして、議員にも活用事例集が配布されまして、その中でこういったものに活用できますよということで様々なメニューが出されております。今回、こうしたシステム改修の部分をどれに当たるのだろうかと思いましたが、私が見た限りではどこに対応するのかというのは分からなかったのです。そもそもこの事業については、国庫補助金の対象になるのではありませんか。

○（福祉）生活支援第2課長

まず、今回、3月以降、新型コロナウイルス感染症の感染が始まりまして、生活保護のケースワーカーについては、受給者のお宅への訪問がなかなか厳しい状態になっておりました。実際に、来てほしくないという受給者の方も結構いらっしゃいます。また、施設とか病院については、本当に断られます。

そこで、今回、年金の情報というのが今とても大事で毎年収入については変更になるので、それをいち早く把握しなければなりません。そのために感染の予防というところがメニューの中にあると思いますので、それによって今回予算措置させていただきました。

○酒井委員

これが必要であるのであれば、もっと前に予算化していくべきだったと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

実際に今まではケースワーカーが一生懸命受給者の家に訪問して収入について調査をしまいでしたけれども、これからの状態は分からないのですが、やはり今はできない状態ということになってきております。また、昨年12月末から日本年金機構の情報が見れるようになりました。これも大変大きく、それによって情報連携を、照会する作業というのが大変重要なことと思ひまして、今回、改修させていただきたいと思ひます。

○酒井委員

後ほど指摘させていただきたいと思ひます。

マイナンバーカード、これについては普及がなかなか進んでおりません。そのため、マイナポイントなんかも使って普及を図るとやっていますけれども、なかなか進んでいかないようであります。

現在の普及率についてどのようになっているかお示してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

本市のマイナンバーカードの状況につきまして、交付枚数は20,423枚、交付率は18.05%、これは8月末現在の数値となっております。

○酒井委員

今回のマイナポイントについても、対応できるクレジットカードは限定されているということに対して、すごく不満の声が上がっていると聞いております。こうした声については御存じでしょうか。

○（総務）情報システム課長

決済事業者が一部ないというような声があるのは存じております。

○酒井委員

普及しない理由には、やはりセキュリティーに不安があると言われております。この問題については、解消されていないのでしょうか。

○（総務）情報システム課長

マイナンバーに関しては、国策的なものですから、セキュリティーに関しては国で責任を持ってやっているとろでございます。

○酒井委員

ドコモ口座の問題などもありました。ああいった不正出金とかというものもありまして、やはり情報セキュリティー自体、すごく脆弱ではないかと思ひます。

次に、健康保険証と一体化する、自動車運転免許証とも一体化する、このことを総務大臣が発言されているわけです。こうした国の動向についてどのように捉えているかお伺ひいたします。

○（医療保険）国保年金課長

運転免許証としての利用につきましては、まだ情報も少ないですし、交付は公安委員会の所管だと思うのですが、

市の事務ではないことからお答えできないのですが、健康保険証としての利用につきましては、令和元年5月に法改正が行われて以降様々な通知を受け取っており、いろいろと情報を得ております。具体的には個人番号そのものは使わないのですが、マイナンバーカードのICチップをカードリーダーで読み込むことにより本人確認を行うという形で、その本人確認を基に健康保険証の資格を確認できる仕組みを構築するという形で聞いておまして、これが令和3年3月からスタートするというところで我々も準備を進めているところでございます。

**○酒井委員**

私は、やはりますます危険になっていく、それから有効期限の問題とかもあります。現実的ではないと思っています。

ところで、生活保護受給者のマイナンバー普及率については、調査はされているのでしょうか。

**○（福祉）生活支援第2課長**

マイナンバーカードの普及率につきましては、生活保護受給者の分は調査しておりません。

**○酒井委員**

調査はやるべきではないと思います。ただ、受給者の中ではそれほど多く進んではないだろうなと思います。

生活保護受給者にとって、マイナンバーカードを取得というのはどのようなメリットがあるのか示していただけますでしょうか。

**○（福祉）生活支援第2課長**

マイナンバーカードにつきましては、生活保護の方というのは自分の身分を証明できるものをなかなかお持ちではないので、生活保護手帳を身分証明に使っている方も中にはいらっしゃいます。そういう方でしたら、マイナンバーカードは身分証明になりますので、そういうことに利用できるのではないかと考えております。

**○酒井委員**

いわゆるクレジットカードにつきましては、生活保護受給者は利用できないとされております。

それでは、携帯電話料金と併せて払う携帯キャリア決済、いわゆるスマホ決済は生活保護受給者の利用は可能でしょうか。

**○（福祉）生活支援第2課長**

スマートフォン等をお持ちの方であれば使用できると思います。

**○酒井委員**

今、ポイントが一番多いというのは、PayPayだと言われているのですけれども、このPayPayも利用できるということですか。

**○（福祉）生活支援第2課長**

はい。スマートフォン等を持っていて、器具を持っている方であればできます。

**○酒井委員**

収入認定はどうなのでしょう。今回の政府のポイントについて、また事業者独自のポイントについては、収入認定されるのでしょうか。

**○（福祉）生活支援2課長**

このポイント等につきましては、商品の購入であるとか、あと店舗の割引サービス等の一環であるというふうにご考えまして、社会通念上、収入と認定しないことというふうになっております。

**○酒井委員**

以前にも聞いたことがあると思うのですが、こうした生活保護を申請するに当たって、また保護を決定するに当たって、マイナンバーを記入しなくても受理される、要件ではないということは前に示されたことがありますが、改めて確認しますがいかがでしょうか。

○（福祉）生活支援2課長

はい、要件ではありません。

○酒井委員

それでは、先ほどの部分なのですけれども、保護決定に当たる調査の中で、他市町村への照会やハローワーク、日本年金機構への照会、これはどのように行われているのか、御説明願えますでしょうか。

○（福祉）生活支援2課長

本人から同意書あるいは委任状等を取りまして、文書による照会、あるいは年金調査であれば年金調査員の方等が日本年金機構に行って調査していただいております。

○酒井委員

結局、あまり人と対面するという事はないのです。これまでの事例によりまして本人から申請、これは人がやらなければならないのではない話ですけれども、これはこれからも変わらない話であります。それから、現状では、そうした転入前の市町村ですとか、またハローワーク、日本年金機構に対しては、文書等による照会をやっているわけでありまして。

これがどう変わるかという今回システムを導入することによって情報提供ネットワークシステムを利用した情報の取得ができるようになるわけでありまして。そういった理解でよろしいですか。

○（福祉）生活支援第2課長

それは、他の機関に照会する場合はそうなのですが、年金については受給者本人にはがきが届きます。そのはがきをケースワーカーがその時期、速やかに回収に回っておりまして、それによって接触があるので、それを削減できる。大幅に新型コロナウイルス感染症に対する危険というか、それを減少できるのではないかとということで今回とても期待してこのように改修させていただきたいと思っております。

○酒井委員

こういった生活保護についても、やはり生活実態がどうなっているのかという確認なども含めてやっていくというのは基本であります。こうしたコロナ禍において、どのようにそうした確認ができるのかということは、これから国においても行われるでしょうし、それから自治体でも考えていかなければいけないと思っておりますけれども、全くもって、オンラインで行われるなどというのは考えづらいのです。やはり、人と人が介することは、どうしても必要になってくると思うのです。

結局のところ、この交付金の目的である新型コロナウイルス感染症対策とは、私はそれほど関係ないのかな、一部に過ぎないのかな。新型コロナウイルス感染症対応と理由をつけたのは、行政の効率化が一番の狙いだらうと。私たち日本共産党はこうしたマイナンバー制度そのものに反対しておりますし、こうした普及活動なども含めて反対しております。そうしたことを申し上げまして、私からの質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時23分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党に移します。

○松岩委員

私からは、明るい話題と暗い話題と二つあるのですけれども、明るい話題から先に伺いたいと思います。

◎デザイン婚姻届けについて

デザイン婚姻届けについてです。

入籍時に婚姻届けを提出すると思いますが、近年、若者の間では、その一連の流れを単なる行政手続とはしないで、一つのセレモニー的な記念として思い出に残して、さらにSNSに投稿するなどということが大変流行しています。これを受けて、少子化の一要因である未婚化の解消を図り、結婚機運を盛り上げる取組の一環として、例えばですが結婚情報誌の「ゼクシィ」という情報誌では、自治体と連携して、まちキュンご当地婚姻届の配信サービスというを行っています。そのほかにもおしゃれなかわいい記念に残るようなデザインの婚姻届を販売している会社もあります。

こういったものはデザイン婚姻届と一般的に言われているようなのですが、その概要について、まずお示しいただきたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

御質問がありましたので調べましたところ、デザイン婚姻届は、通常の無地の婚姻届の余白部分などに色や模様、キャラクターなどをデザインしたオリジナルの婚姻届であり、広告代理店などの企業を中心に作成するほか自ら作成している自治体もあるようです。

なお、アニメなどのキャラクターのイラスト入りのものですか、自治体によっては地域にゆかりのある風景や建物、御当地キャラクターが印刷されたものなどがあるようです。

○松岩委員

これに関して調べますと、法務省で情報の管理の観点から、こういったデザイン婚姻届をなくしていくというような議論もあるようなのですが、確認したところ、議論としてはあるけれども、今のところ何かそれに向けて動いているとか、取り組んでいるということではないので、ひとまず今のところはそういったものでも婚姻届として機能しているということは確認しています。

今、御答弁いただいたとおり、そういったデザイン婚姻届を例えば自治体に取りに来て、その自治体に旅行に行くついでなのか、婚姻届けを取りに行くついでなのか来ていただいて、そこで婚姻届を提出するというようなことも全国的にはあるそうです。

また、自治体によっては、本来は婚姻届は提出して終わりなのですが、その婚姻届を自分の手元でも保管できるように、北海道だと比布町が採用しているのですが、複写式になっていて、最初のページは自治体に提出して、2枚目の複写を手元に残すとかということをやっている自治体もあります。

もちろん、これを導入したからといって人口が直接増えるとか、婚姻数が増えるとかということは私も考えてはいなくて、人口対策は重層的に行うと市長が常々答弁されていますけれども、その一つだと私も思っていて、これをきっかけに本市を知ってもらおうとか、観光に来るとか、関係人口が増えるとか、小樽に興味を持ってもらうとか、そこからいろいろつながって、例えばふるさと納税が増えていくとか、移住が増えていくとか、そういったことの一つになるのではないかと考えています。そんなに難しいことでもないですし、特別にコストがかかることでもないで、すぐにでも導入に向けて検討してみてもはどうでしょうかと思うのですが、いろいろとその辺についての認識をお伺いしたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

デザイン婚姻届につきまして、余白部分の模様などが婚姻届記載内容の修正の際に影響を与えないかなどを検討する事項もありますが、実際に作成している自治体もあるようですし、委員から御提案いただきましたので、まず

は他都市の事例を調べてみたいと考えております。

#### ○松岩委員

関連して、婚姻届の提出時の特典を用意するだとか、まちの名産物とか名産品を、例えば特典としてお渡しする、プレゼントするということだったり、あとは、出産、転入など節目に当たる思い出を写真に残せる記念撮影ブースを設けている自治体もあるそうです。

今回、本市の場合は、本庁舎が歴史的建造物で、ステンドグラスだったり、議事堂だとかも非常に絵になる場面がたくさんありますので、そういったことも魅力の一つになり得るのかと思います。同じく導入を検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○（生活環境）戸籍住民課長

婚姻届は、休日等に当直に提出される場合もありますし、そもそも戸籍住民課付近ではマイナンバーの交付窓口やパスポートの申請窓口などもあり、新たなブースを設けることはかなり難しい状況です。

また、歴史的建造物である本館につきましても同様であります。こちらまずは他都市の事例を調べてみたいと考えております。

#### ○松岩委員

本来の戸籍住民課の業務ではないと思うのですが、そういった方々に少しでもいい思い出を持って帰ってもらってということを積極的にやっているまちが小樽というだけでもすごくイメージが上がると思いますし、できる、できないはいろいろあるとは思いますが、ぜひ可能な限り前向きにやっていただきたいと思います。

#### ◎墓地のごみ問題について

二つ目に墓地のごみの問題についてです。

こちらは少し大変な内容なのですが、先月の8月15日土曜日に、たまたま私がSNSを見ていたところ、小樽市営高島墓地がごみだらけになっているという写真と情報を知りまして、これは少し大変だと思ひまして、翌16日が日曜日だったので、現地を確認しに行きました。すると、この私が撮った写真を今回委員会に資料として提供させていただいたのですが、この写真で言うと、④番の写真に当たるのですが、このように1か所にごみが放置されている。このごみ山が、高島墓地の場合は5か所確認できました。

これは、まさかほかの墓地はどうなのですかということで、私は気になりまして2日間かけて市内14か所の市営墓地を見に行きました。すると、ごみが全くなくて、きれいに管理されていたところは、忍路、桃内、張碓、張碓中央の4か所でした。

ここは、ほかの墓地もそうなのですが、地域の方とかに話を聞いたのですが、やはりまず、基本的にごみを捨てていく人があまりいないと。いたとしても、地域の方々が回収してくれたり、拾ってくれたりして、地域の人たちと利用者の努力によって、ごみが全くない状態が保たれているということが分かりました。

それ以外に、朝里墓地は、ここも基本的にはごみがないのですが、すぐ隣に住民向けのごみステーションがありまして、そこに墓地の利用者がごみを捨てていくという課題があることが分かりました。

ただ、それ以外の中央、長橋、奥沢、高島、桜、塩谷、蘭島、銭函、銭函第二の9か所は、私が行ったときにはもう既にごみが撤去されていたのだけれども、絶対ここにごみがたくさんあったらというのが確認できた、もしくはこの写真のような、もうとてもではないけれども手がつけられないようなごみ山が確認できました。

提供させていただいた資料を少し説明させていただきますと、1番の写真が、高島墓地にある「ごみを持って帰ってください」と書かれている看板です。2番が、奥沢墓地にあった、これはかなり上のほうで車が入れないようなところにこのようなごみがたくさん集積されていたと。3番は、「ごみはお持ち帰りください」という周知看板の下にごみが拡散している様子。4番が、先ほども紹介した高島墓地。6番も同じく高島墓地なのですが、ここも看板の下にごみ捨てられていて、4番も6番も水くみ場の中にもごみが入っていたり、その隣の区画の墓地にまで

ごみが広がっていると。市で撤去していただいたのだけれども、その24時間後に確認しに行くと、既にもう二つ、三つ置いてあるような状況が確認できると。

3ページ目が、墓地によっては、ごみの収集をするために鉄かごを設置しているところがありまして、鉄かごからもあふれているところです。

9番の塩谷墓地などは、もうここは本当に大変でして、これがさらにその背後にも同じようなことになっているのですけれども、おけだとかが入っている水くみ場の前がまず、ごみだらけになっていて、カラスだとかハチだとかが大変なことになっていまして、大変ごみが散らかっている状況が確認できました。

それで、まず、本市の市営墓地の使用について、どのようなルールを設けているのかを確認したいと思います。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

本市の市営墓地の使用に当たりましては、無断で他人の墓の区画内に入らない、供物やごみなどは持ち帰っていただく、定期的にお墓の清掃を実施していただく、お墓の区画内の維持管理は使用者の責任で行っていただくなどについてお願いしているところです。

**○松岩委員**

それで、ごみについては特にどのような周知をしていたかもお聞かせください。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

広報おたるや市のホームページ、小樽フラッシュニュースのほか、墓地への看板の設置などにより持ち帰りの周知を行ってまいりました。

**○松岩委員**

それから、この写真にあるような放置されたごみというのは、どのようにしているのかもお聞かせください。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

市内14か所の市営墓地につきまして、冬の期間以外は、職員が現地をパトロールしながら随時確認しており、苦情や要望があった際などに状況に応じて、可能な場合は職員で、量が多い場合は委託により回収しています。特に春の雪解け後、お盆の前と後、秋の彼岸後にごみが多いので、主に業者委託で対応しております。

**○松岩委員**

私も何個かだったら自分で持って行って捨ててあげようかと思ったのですが、このぐらいの量になると多分、市の職員が巡回するだけでは到底、賄い切れないぐらいのごみの量だと思うのですが、その撤去費用が1年間に大体どのぐらいかかっているのか分かりますか。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

委託料といたしまして、令和元年度で約140万円でした。

**○松岩委員**

年間140万円かかっているということなのですが、あくまでごみは持ち帰るというルールであるけれども、墓地によっては鉄かごが設置されていて、そこに皆さんが捨てているというのが常態化している墓地もあるということなのですが、そこはなぜそういうふうな運用になっているのかもお聞かせください。

**○（生活環境）戸籍住民課長**

委員がおっしゃる鉄かごですが、実は墓地を利用される方のごみ箱として設置しているわけではございません。と申しますのも、市営墓地14か所では、全ての墓地でお盆前までに通路などの除草集積作業を行っていますが、その際に出た草木を集積回収する際に業者が使用するために設置したものであり、鉄かごを置く場所が確保できる墓地に限り設置しております。しかし、実態といたしまして、鉄かごにごみが捨てられているということは認識しております。

○松岩委員

今のようなこの状況というのは、少なくとも市ではどのぐらい前からこういうふうになっていると把握していますか。

○（生活環境）戸籍住民課長

前戸籍住民課長からの引継ぎは受けておりますので、少なくとも3年以上前からこのような状態だったとは把握しております。それ以前につきましては把握しておりません。

○松岩委員

私も正式に何年からというのは分からないのですが、最初にこの墓地のごみをSNS上で教えてくれた方に聞くと、その方は、自分が子供のときからこうだったというふうにおっしゃっているので、少なくとも20年ぐらいはそうなのだろうと。ほかの墓地も利用者だとか、その近くに住まわれている方にお伺いしたところ、少なくとも10年は絶対このようですよというようなことを聞いていますので、最低でも10年ぐらい前から、もう常態化しているということなのだと思います。

それで、いろいろ聞かなければいけないのですが、ごみを持ち帰るルールだけでも、草木の除草のごみを捨てるための鉄かごが設置されていてそこに、ごみ箱ではないですが、ごみが捨てていかれるのが常態化しているということで、そのことについての周知は、私が見る限りは、例えば鉄カゴにそういう周知の文章が書いてあったというのは確認できなかったのです。当然ごみは持ち帰るというルールが一応広報されているものの、目の前にこのような鉄かごでごみが投げられているの見れば、当然、市民というか、利用者の方は捨てていくでしょうし、一方で、年間140万円かけて、捨てていったごみを税金で処分するというのは、そのままにしておけないというのはもちろん分かるのですが、一部の人たちのごみを結果的に市の税金で回収するというのは、とても運用が不公平だと思うのですが、その辺りの認識をどう考えているか伺います。

○（生活環境）戸籍住民課長

まず、先ほど御説明いたしましたとおり、鉄かごの設置は、本来除草用の草木の回収を目的として設置したものでありまして、ごみ箱ではないことにつきましては御理解願います。しかし、実態として鉄かごにごみが捨てられていることも認識しておりますし、鉄かごがないところには看板のところにごみが捨てられています。委員の御指摘のとおり、ごみがなくきれいに管理されている墓地もあることも事実ですので、不公平感があるということも理解いたします。

ただ、出されたごみが散乱することによりまして、側溝に落ちて、側溝を詰まらせて雨水があふれ出すなどの事例なども発生しており、近隣住民への影響や環境美化を考えると、ごみを収集、回収する必要があるものと考えております。

○松岩委員

先ほども紹介したのですが、ごみが捨てられていない墓地は、地域住民の皆様と利用者の皆様の日頃のマナーによって、本当にきれいに利用されているのです。

一方では、ごみが捨てられている墓地というのは本当に山積みのごみ山が何か所もあって、とても罰当たりだなと思いますし、そのごみも、私はずっと見ていたのですが、例えば車の中から、車の中で出たごみを捨てたりだとか、お墓参りで使ったごみだとか、あと、写真にもありますけれども、明らかにお墓参りに関係のないようなごみもたくさん捨てられているのです。これが風だとか動物だとかの影響で本当に広範囲に広がっていますし、雨が降るとそれが下のほうに流れてきているだとか、衛生状態も非常によくないと。これがもう何十年も前から少なくとも常態化しているというのは事実で、何で今こうなってしまうのかというのがすごく疑問なのですが、これまでの対応が適切だったのかとかというところの認識を伺いたいと思います。

○（生活環境）次長

基本にごみは持ち帰っていただくルールになっていますので、私どもも周知に努めていたところでありませけれども、委員が御指摘のとおり、周知が足りなかった、これは認めなければならないところだと思います。ですので、改めて周知を徹底するようにいたしまして、さらに、基本的に持ち帰っていただくのですが、放置されている事実は事実でございますので、先ほど戸籍住民課長からも答弁したとおり、環境美化に努めなければならないと、それはありますので、片づけていかなければならないと思います。

ただ、改めまして、委員からこのような写真を資料として頂き、さすがにこれは少し私どもも改めてひどいと思いましたので、これは、看過できない事態というふうに認識しておりますので、事業者とも協議しながら、このごみはきちんと片づけていく、このようには考えてございます。

○松岩委員

それで、私も当然思いましたし、利用者の方からも上がった意見として、例えばごみを有料化して収集するとか、管理人を置く、監視カメラをつけるなどの考えが挙げられるのですけれども、これらの取組が現実的に可能かどうかというもお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

ごみの有料化収集、管理人の配置、監視カメラなどにつきましては、効果は見込めると考えていますが、費用面を考えると現実的には難しいものと考えます。

○松岩委員

正直、戸籍住民課が墓地の管理をしているということで、戸籍住民課長がお答えいただいているのですが、これはとてもそこだけの部署だけではなくて、全市で横断的に取り組むべき課題かと思えますし、あとは、どこまでいっても個人のモラルとかマナーの問題だと思うので、市がどこまでやらなければいけないのかということもすごく難しい問題だと思っています。

その解決策になるか分からないのですが、例として、今、大阪大学大学院の松村教授が、仕掛学というのを研究されているのです。この仕掛学というのは、強制的に行動させるのではなく、つい行動したくなる人間の心理を考えて、問題を解決する経済学、行動経済学なのですが、例えばごみの関係でいうと、周辺に花壇を設置するとか、神社の鳥居を模したようなものを設置することで心理的にごみを捨てさせないように働きかけるというようなことがあるのです。

今回の一連の問題について、私も、これをやればごみがなくなるのではないかという効果的な考えは持ち合わせていないのですが、こういうことも踏まえて、いろいろと戸籍住民課だけではなくて、研究をしながら、今後の解決策を模索していただきたいと思うのですが、認識を伺いたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

仕掛学ですけれども、個人の行動を強制で縛るのではなく、したほうが良いと分かっているけどもできないことをついでにしたいようなアイデアというふうに認識しております。ただいま御提案いただきました仕掛学も参考にしながら、ごみを捨てられないような方法について模索していきたいと考えております。

○松岩委員

先ほどの答弁で、年3回はこのようなごみ山ができるということで、市民も見えていますし、我々もしっかり今後のことは注目して一緒に対応を考えていきたいと思っています。

最後に、これは私が全ての墓地を回る際に市のホームページから墓地の場所、住所を調べて回ったのですが、結果的には、住所が地番表記のためにネット検索でもたどり着けない墓地が4か所か5か所ぐらいあったのです。お墓参りとかというのは市外の利用者も多いと思うので、その改善をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

墓地につきましては、そもそも建物が建っているわけではないので、地番表記につきましては御了承いただきましたところですが、しかし、以前、ネット検索で墓地にたどり着けないとの委員からの御指摘いただきましたので、場所が分かるように、市のホームページにおいて、墓地の所在一覧と地図をリンクさせまして、地図上に墓地の位置が表示されるように改善したところでございます。

---

○中村（吉宏）委員

◎小樽商科大学との日本遺産等と連動した観光資源利活用の共同研究事業について

今、議案に上がっております日本遺産等と連動した観光資源利活用を小樽商科大学と共同研究という事業について伺います。

まず、この事業の内容と、予算の内訳と、いつから行われるのかをお聞かせください。

○（総務）企画政策室木島主幹

今回の小樽商科大学との共同研究の内容につきましては、歴史文化に関する現況調査ですとか、歴史文化の活用によるモデルコースの構築、歴史文化の活用についての先進地域事例調査などを共同で研究していくことを想定してございます。

それと、事業費の内訳でございますが、659万円のうち、人件費が540万円、調査の関係の旅費が29万円、諸経費が90万円ということで積算したところですが、

あと、いつから始めるかということですが、予算が成立しましてから、小樽商科大学と共同研究の契約を結ぶこととなりますので、そのときからということで、契約期間につきましては、来年度末までの1年半ということで想定してございます。ですので、10月にも1回目の会議を開いて共同研究がスタートしていくことになろうかと思っております。

○中村（吉宏）委員

まだ歴史的に掘り下げなければならない価値はたくさんあると思うのです。日本遺産に認定されなかった「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」。今回、私は一般質問で色内地域の話もさせていただきましたが、まだ掘り起こしが必要な要素がたくさんあると思いますし、特に金融の面に関しては、もう歴史的に小樽は本当に北海道一番で、相場が設けられたりですとか、そういった情報もあると思います。本当にそういったところもしっかりと掘り起こしていただきたいというのが希望であります。

市長もコロナ期以降、もっと前に、いろいろな施策を前進させたいというお考えもあるようですので、ぜひこの事業も、今概要を詳しく聞かせませんが、進めていただきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○高橋（克幸）委員

◎産業廃棄物最終処分場について

それでは、産業廃棄物最終処分場について伺います。

一般質問でも伺いましたので、確認しながらということでお聞きします。

まず、北海道内で産業廃棄物最終処分場を公設で設置しているところ、また、最近の状況についてどういう状況なのか、お知らせください。

○（生活環境）管理課長

本会議で市長から御答弁させていただきましたとおり、現在では、本市のほかには札幌市のみとなっております。直近で、函館市なのですが、最終処分場の延命化を図るために平成29年度末で産業廃棄物の受入れを終了しておりまして、その前に大きな都市で行きますと、苫小牧市では産業廃棄物最終処分場の埋立満了に伴いまして、20年度末で受入れを終了してございます。

○高橋（克幸）委員

公設ではもうほとんどなくなってきているということです。札幌市と小樽市だけだという、大変驚きです。

最終処分場の処分手数料について、私は、今回非常に分かりにくいというお話をさせていただきました。品目別に金額が違うのに、即日、土を被せて、覆土して、同じようなところに埋めているというのは、どうも使っている人、また、一般に聞いている人も非常に分かりにくいのではないかという指摘をさせていただきました。

分かりやすくなるように見直しを検討したいという御答弁をいただきましたけれども、では、もう少し具体的に、どのように考えているのかお聞かせください。

○（生活環境）管理課長

処分手数料につきましてでございますけれども、今後、施設整備について検討しておりますので、それによりまして広さが確保できる見込みがございます。その際、実態なども考慮しながら、搬入事業者の方に分かりやすいように、そのような体系になるように検討したいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

できるだけ分かりやすく説明できるように考えていただきたいと思います。

一般質問でこの産業廃棄物の最終処分場の状況を伺いました。

再度確認いたしますが、この処分場の計画埋立量をお聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

この産業廃棄物最終処分場の計画埋立容量は554万7,000立方メートルです。

○高橋（克幸）委員

それでは、現在まで埋め立てられた容量と、率についてお聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

現在の埋立容量ですが、令和2年3月31日現在で549万9,000立方メートルで、計画容量に対する率につきましては99%となっております。

○高橋（克幸）委員

もうほとんど埋まってしまっている状況ですね。

それで、残余容量と残余年数について、説明をお願いします。

○（生活環境）小野主幹

現在の残余容量につきましては4万8,000立方メートル、残余年数につきましては約2年となっております。

○高橋（克幸）委員

もう容量が少ないということで、延命化するという、そういうお話を伺いました。

それで、この延命化の流れについてお聞きしたいのですが、管轄が北海道ということで、北海道との協議をされてきたということでしたが、いつ北海道と協議を始めたのか、いつ頃ある程度、内容が見えてきたのか、その経過についてお知らせください。

○（生活環境）小野主幹

最終処分場の延命化につきましては、まず、平成29年度に埋立て計画策定等業務を委託し、今後の延命化について検討しております。

また、北海道との協議ですが、この業務を基に、30年5月に処分場の管轄である後志総合振興局と策定業務を基に、今後の延命と埋立て計画について協議を行っております。

○高橋（克幸）委員

それで、協議中ということでもいいのでしょうか。それとも、協議は終わったということなのでしょうか。

○（生活環境）小野主幹

現在も協議を行っている最中でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、最終処分場を延命化するだろうという計画図を頂きましたけれども、この一番上の段の黄色い部分でいいのですよね。

それで、このところについては、どのぐらいの深さというか、高さというか、入れる予定になっていますか。

○（生活環境）小野主幹

現在、一番上の天端部分につきましては、約5メートルをめぐりとして盛る予定でございます。

○高橋（克幸）委員

5メートル1段だけということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なるほど、それで、一般廃棄物最終処分場のときにも伺いましたけれども、あれはシートが全部下に入っていましたので、すべり係数だとか、コンサルで確認できているというお話でしたが、これについて、それだけかさ上げすると重量が大きくなるわけですが、その安全性についてはどのように確認しておりますか。

○（生活環境）小野主幹

現処分場の天端部分へ廃棄物を盛ることについては、平成29年度にコンサルへ延命調査を行っており、その中ですべり計算等の安定計算を行い、安全であることを確認しております。

○高橋（克幸）委員

問題ないということですね。

それで、このかさ上げはどのぐらいの容量を計画しているのか。その容量に対して、毎年搬入されている推定値から計算すると何年もつのか、お聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

現在予定しております延命の容量につきましては、約55万立方メートルとなっておりますが、地形等の問題によりまして、全てを使い切ることにはできないのですが、最低でも10年以上の延命を考えております。

○高橋（克幸）委員

あと10年は何とかもつということでした。

今の最終処分場が供用開始されて、今年で何年になりますか。

○（生活環境）小野主幹

現在の処分場は昭和59年に開設しておりまして、現在で約37年経過しております。

○高橋（克幸）委員

37年経過してきた後、うまくいってあと10年だということです。

私は非常に気になっているのが、先ほど伺いましたけれども、全道の各市では公設で、市で産業廃棄物の最終処分場はもう設置していないというのが分かりました。では、本市の考え方が、10年後どうなるのかというのが非常

に気になります。

条例を確認したいのですが、小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の第15条に、設置に関する内容が載っていますけれども、お聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

第15条ですが、市は、市内で発生し、及び排出される廃棄物及び廃棄土砂を適正に処理するため、し尿処理施設、一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場その他必要な施設を設置するとなっています。

○高橋（克幸）委員

そうですね。設置するというふうになっているのです。

そうすると、そういう方向性で考えていくのだろうと思うのですが、ここで確認ですが、10年間あるので、これからいろいろ考えるのでしょうかけれども、これからこの10年以降の、要は今の最終処分場が満杯になった後どうするのかという考え方についてお知らせください。

○（生活環境）小野主幹

産業廃棄物最終処分場の今後につきましては、まず、現在予定しております延命化を着実に進めた後、そのときの処理施設等の設置状況や関係者等の要望を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

確認なのですが、考え方として、要は10年後、満杯になっても引き続きどこか探して、設置するということでののでしょうか。

○（生活環境）小野主幹

今の御質問ですけれども、そういうことも踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。

○高橋（克幸）委員

この問題についてはまた別の機会に議論させていただきたいと思います。

◎不法投棄について

次に、もう一点、不法投棄について何点か質問させていただきます。

一般質問で伺いましたけれども、不法投棄の中で非常に廃タイヤが多いということでした。それで、昨年度の不法投棄のタイヤの捨てられた量をお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

昨年度の廃タイヤの量は570本となっております。

○高橋（克幸）委員

この570本という廃タイヤの内訳ですね。トラックだとか、小さい軽乗用車だとか、何かいろいろあると思うのですが、どういう内訳になっているのかをお聞かせいただきたいのと、それから、廃家電の問題もありました。テレビ、冷蔵庫。詳しい数字が出ていませんでしたので、テレビについて伺いたいと思いますが、ブラウン管テレビ、それから、プラズマテレビ、分けて昨年度の実績でお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、廃タイヤの割合といいますか内訳でございますが、軽乗用車と普通乗用車と分けていなかったものですから、その辺は一緒にして答えさせていただきますが、まず、乗用車のサイズが全体の約96%、その程度でございます。あと、トラックサイズが3%程度、それから、その他の大型タイヤ、もっと大きなタイヤが1%となっております。

続きまして、テレビの台数でございますが、令和元年度の不法投棄の台数でお答えさせていただきますが、ブラウン管のテレビが56台、それから、プラズマとか液晶式が22台となっております。

○松田委員

◎避難所運営について

代表質問で行った避難所運営についての追加質問をさせていただきます。

まず、避難訓練についてですけれども、自助・共助・公助といたしますけれども、最初に自助、次に共助、そして公助と続くと思うのですが、その共助の在り方の一つに、町内会や自治会単位で設立して、避難誘導や避難訓練を行う自主防衛組織というのがあると思うのですが、小樽市ではどのくらいの自主防衛組織があるのか。そして、設立が遅れていると聞いているのですが、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

本市の自主防災組織の組織数につきましては、地区連合町内会が2団体、単位町内会が4団体の計6団体となっております。

結成が遅れている要因としましては、結成を促すための広報活動など、我々の周知不足によるものもありますが、現在、組織結成を検討している町内会長によりますと、組織活動を行う各班が人手不足により配置できないとの意見もあることや、防災行事を実施する町内会であっても組織の結成にはなかなか消極的なことから、町内会の諸事情によるものと考えられます。

しかしながら、今後におきましても、結成率を少しでも高められるよう、小樽市総連合町内会と情報を共有しながら、どのような進め方をすれば設置を促進できるか、今後検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

少しでも結成が増えるように、御努力をお願いしたいと思います。

そこで、私は代表質問で、市職員だけでなく、地域町内会も巻き込んで定期的な訓練が必要であり、それをモデルケースとして、他地域の住民にも公開すべきということを提案させていただきましたが、地域住民に対する現場での一般公開については、今年度は感染リスクを考慮して難しいという御答弁でした。それは、私は理解はできるのですが、避難訓練というのは昨年度始まったばかりで、市内全域で行っているわけでもありませんし、地域によっては御高齢の方が多く、地域独自で避難訓練ができないところもあります。

しかし、自然災害というのは新型コロナウイルス感染症であろうがなかろうが発生することもあります。そういった意味で、避難訓練をしていない地域で災害が起きる可能性もあることから、人数を制限してでも公開すべきではないかと思うものですから、再度御答弁いただきたいと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

ただいまの御質問ですけれども、他地域の住民の見学については、現行のコロナ禍では三つの密を避ける観点から、今も委員がおっしゃったとおり、難しいものと考えております。しかしながら、今後、今年度予定しております避難所の運営訓練の場所や周辺の駐車スペース、こういったものも考えながら、新型コロナウイルス感染症の状況などを改めて考慮した上で、他地域の見学者への公開が可能かどうか検討させていただきたいと思います。

○松田委員

御検討をよろしく申し上げます。

それで、前から今年度は避難所運営訓練と冬季避難訓練が予定されていますが、これについては予定どおり行うのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

避難所運営訓練と冬季避難所体験訓練につきましては、参加人数や訓練時間を制約するなど、コロナ禍を考慮しながら、現時点では実施する予定で計画を立てているところでございます。

○松田委員

やはり災害というのは、そのときに慌ててもできないことがありますので、しっかり訓練をやっていただきたい

と思います。

そこで、災害の内容によっては開設される避難所が変わってきます。市民にそれが理解されているかどうか、少し疑問に思う場合もあります。昨年度、避難所開設訓練を行った教育委員会の庁舎は、土砂災害には開設されず、地震のときは安全が確認されたときのみ開設する避難所だと聞いております。あのとき訓練に参加された地域の方が、災害だということで、今までと同じような気持ちで行ったときに、その種類によっては開設されていないということもあり得るのではないかと思います。

そういった意味で、区別について周知は徹底されるべきと思いますが、その点についての認識をお伺いいたします。

○(総務) 災害対策室佐治主幹

避難所についてですが、指定避難所は確かに災害の種類により開設する場合、開設しない場合、安全が確認できれば開設する場合など、対応が分かれています。これまでも主要な指定避難所であります市内の小・中学校などでは、広報おたるなどで開設の基準などの周知を行ってきたところではありますが、今後は、今、委員から御指摘がありましたとおり、全ての避難所において災害時の開設基準を広報等へ掲載することや、防災教育での講話などの機会を通じて、周知の充実に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

今のことにも関連するのですが、ある町内会では独居老人が多いことから、訓練や避難所運営などの負担を強いるのは大変なので、一人一人にいかにか備えてもらうかという視点に切り替えて、非常食の準備をしたり、避難所の場所を回覧板でお知らせしたりしていると聞いております。

コロナ禍において、避難所の備蓄品に新たに追加すべきものもありますし、個人としても非常持ち出し袋にマスクだとか、そういったものも追加して入れておいたほうがいいものもあります。

それらも含めて、市として今回、改定された避難所運営マニュアルに沿った内容のチラシを作成して配布するなど、周知を図っていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○(総務) 災害対策室佐治主幹

市民の皆様に対しましては、これまでも広報おたるや防災教育の場などで、最低3日分の備蓄をお願いすることや、避難所に持ってくるものなどを周知してきたところであります。しかし、まだ十分に浸透しているとは言えない状況でもありますので、今後は冊子や市のホームページへの掲載など、機会あるごとに周知の充実に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

よろしくお願いたします。

◎非常用発電機について

それで、本年8月の調査によれば、国が求める非常用電源72時間分の燃料を備蓄していない市町村が道内で54市町村あり、その中に当市も入っていると先般報道されました。さきの北海道胆振東部地震によっても、地域全市でブラックアウトが解除するまでに2日間くらいかかっていたことから考えると、やはり72時間というのは妥当かと私も思うのですが、72時間という基準について、市としてどのように認識されているのか、その点について伺います。

○(総務) 総務課長

庁舎の非常用発電機ということで申し上げますと、72時間という基準は国で示しておりますので、やはり復旧までの電力確保ということを考えますと、可能な限り72時間分の備蓄が望ましいというふうに考えております。

○松田委員

それでは、小樽市では不足しているというのですが、72時間の基準に対して、どのぐらいまでの備蓄がさ

れているのか、その点についてはいかがでしょうか。

○(総務)総務課長

電力の消費量によっても変動するのですが、カタログスペックで申し上げますと、最大限回しまして10時間程度なのですが、2年前の北海道胆振東部地震のときのブラックアウトの際に実際に庁舎の発電機を稼働させたのですが、このときの実績の燃費で計算すると、大体20時間～24時間程度というふうになっております。

○松田委員

そうすると、やはり先ほど言った72時間とはかなりの差があると思うのですが、報道によれば、小樽市では備蓄できていない理由として財政上を挙げていますが、72時間分の備蓄をしたら財政的にどのくらい必要で、不足分はどのくらいになるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○(総務)総務課長

結論から申し上げますと、具体的な金額を試算したことがございません。

財政上の理由と言いましたのは、燃料そのものの経費もちろんあるのですが、燃料というのは1回タンクに入れると、いつまでも入れておけばいいというものではなくて、劣化しますから一定期間に入替えをしなければならないという部分もあるのです。72時間分の備蓄を行うというふうにしますと、先ほどのカタログスペックベースでいいますと、今のタンクの7倍以上の量のタンクを用意して備蓄をしなければならないということになるのですが、それだけのタンクを置くスペースがなかなか確保することは難しいと。そのスペースの問題をクリアするためには、地下に地下タンクを埋設するという方法もあるのですが、地下タンクを埋設するというふうになると、相当の経費がかかるというふうと考えられます。

○松田委員

確かに相当なお金がかかるというのは分かるのですが、やはり災害というのはいつ、どういうふうになるか分かりませんし、先ほど聞きましたら、10時間程度だったという部分もあります。北海道胆振東部地震のときに2日間くらいブラックアウトになったということを考えると、やはりどんなことがあっても装備していかなければならないのではないかと考えるのですが、国の基準を満たすために、今後どのように取り組んでいくのか、この点についてはいかがでしょうか。

○(総務)総務課長

先ほど申し上げましたとおり、備蓄量そのものを増やすことは、やはり少し難しいのかというふう考えているところであります。本市は、必要な燃料の優先供給について、小樽地方石油業協同組合と燃料供給に関する協定を締結しているところでございます。備蓄に代えまして、この協定に基づいて燃料を調達するという方法で対応していきたいというふう考えております。

○松田委員

◎除菌電解水の配布について

最後に、除菌電解水の配布について、質問させていただきます。

今年度、アルコール消毒液が品薄になったために、除菌電解水の製造機器を臨時交付金を使って3台購入しました。巡回して配りましたけれども、その結果についてお聞かせ願いたいということと、今、その除菌電解水の製造機器はどこで保管しているのか。

その電解水を作るためにはどのくらい費用がかかるのか。

そして、やはり除菌電解水の製造機器の使用が可能ならば、今、皆さん本当に消毒液の保管、購入費用にすごく苦勞しておりますので、それについて、せっかく製造機器があるのですから公的施設、小・中学校だとか、保育所だとかに製造して配布することはできないのか。

また、配布するためにはどのような課題があるのか、この点について、一括で質問させていただきますけれども、

よろしくお願いします。

○(総務)災害対策室進藤主幹

まず、除菌電解水配布事業の配布状況、実施状況ということでございますけれども、当時、アルコール消毒液等が入手困難な状況だったために、除菌効果のある酸性電解水を市で作りまして、1人当たり500ミリリットルの無料配布を行ったところでございます。

配布状況といたしましては、まず、主に市内事業者向けにマリンドームを固定会場といたしまして、5月26日～6月25日までの間で計10回、延べ669人、669事業所への配布を行いました。

次に、主に市民向けでございますが、ウイングベイ小樽、ラルズ桂岡店、トライアル朝里店、教育委員会庁舎、桃内町内会館、しまむら長橋店、DCMホームック手宮店、これらを巡回会場といたしまして、水道局から給水車の御協力をいただきまして、6月3日～6月25日までの計8回、延べ699人に配布を行いました。累計では延べ1,368人に対して除菌電解水の配布を行ったところでございます。

続きまして機器の保管状況でございますが、3台購入しました。このうち1台は、既に今年度内の期間ということで、小樽市立病院に貸与をしております、院内の衛生設備、トイレ等の除菌洗浄に活用するというで聞いてございます。残りの2台につきましては、市内の保育所、これが奥沢保育所と赤岩保育所になりますけれども、食材や機器の洗浄・消毒に使用するというお話がございましたので、現在、設置に向けて保育所と調整を続けているところでございます。

次の御質問がランニングコスト、配布にかかった経費でございますが、今回の事業者向け、市民向け両方で通算いたしますと、機器購入費等の費用を除きましたランニングコストにつきましては、電気料金と水道料金は算出できませんのでこれは除きまして、使用した電解補助液の数量10リットルなどが主なランニングコストとなりますので、これが計3万円ほどというふうになってございます。

最後の御質問ですが、機器がまだ使えるのであれば、小・中学校など公共施設での活用ができないかと、どのような課題があるかという御質問でございましたが、先ほど保育所での使用予定を御説明させていただきましたが、これらの保育所は指定避難所にもなっています。ですので、避難所にはアルコール消毒液を備蓄する予定でおりますけれども、災害時には必要に応じまして除菌電解水を生成することで、避難所の内外で活用できるような体制を維持することで、当面は、公共施設の活用はこのような方法で考えております。

今後ですが、小・中学校や放課後児童クラブなどでもニーズがあるということでございましたら、教育委員会や福祉部と連携しながら、活用方法について協議をしていきたいと考えております。

最後になりますけれども、配布する場合の課題ということで、これは3点ほどあると思います。

一つ目がまず、精製する場合、どこで精製して、誰が配布するのか。配布場所の確保、それに当たる人員の確保がまず課題になります。

二つ目が、除菌電解水の特性上、1週間ほどしか効果が持続しませんので、それに対する保管方法ですとか、使用方法の周知継続が必要となることが課題と考えております。

最後、三つ目といたしましては、ランニングコストとして除菌電解水の元となる補助液、あと、消耗部品等の購入経費が必要ですので、継続した予算化が必要になるものと考えております。

○松田委員

聞きましたら、本当に小・中学校ではこの消毒液の購入にすごくお金がかかっているということも聞いておりますので、せつかく臨時交付金を使って購入した除菌電解水の製造機器ですので、課題解決をして、有効に使っていただきたいと、このようにお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のために暫時休憩いたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時41分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより、一括討論に入ります。

---

#### ○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第2号小樽市一般会計補正予算は、否決の立場で討論を行います。

生活保護システム改修事業費です。

生活保護法改正により創設された日常生活支援住居施設への委託事務費支給に対応するためとしています。しかし、保護利用者の新たな恒久的な保護施設になってしまう重大な懸念があります。そもそも準用される無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準では、7.43平方メートルと4畳半しかなく、劣悪な住環境の固定化につながりかねません。

社会保障・税番号制度システム改修事業費です。

生活保護の決定を行う際に必要な調査において、マイナンバー情報連携ネットワークを活用するためのシステム改修としていますが、交付の目的であり、感染防止の拡大、雇用維持と事業の継続、経済活動の回復等に当たらない可能性が強く、行政の効率化のための改修です。

日本共産党は、政府のマイナンバー制度の導入の目的が税収確保と社会保障給付の抑制であることが問題であり、マイナンバーカード普及そのものに反対しています。

議会費についてです。

議会ICT推進事業費として750万円計上されています。ペーパーレスな議会運営のため、全議員にタブレット端末を整備し、市政資料や議会資料をクラウド上で管理するためとしています。日本共産党はペーパーレスを急ぐべきではないと考えます。まずは、私物のパソコンやタブレットを活用すべきです。現時点では、リモートの議会が行えるかどうか不明ですし、不急です。

以上を申し上げ、討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも面野副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ説明員の皆様の御協力のものとして深く感謝しております。

意を十分尽くせませんが、委員長としての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。